

令和5年度「沖縄県妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業」
業務委託企画提案仕様書

1. 業務名：「沖縄県妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業」に係る業務委託
 2. 事業期間：契約締結の日～令和6年3月21日まで
 3. 事業目的：妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援を行う「母子健康包括支援センター」の全市町村設置及びセンター機能の充実を図り、子育てしやすい環境を提供することを目的とする。
 4. 業務内容：
 - (1) 沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討委員会設置要綱に基づき、妊娠期からのつながるしくみ検討委員会の開催・運営に関すること（2回以上）
 - ・検討委員会は、ハイブリットでの開催（現地開催とオンラインでの参加の両方で実施）を予定。（現段階では2回開催予定）
 - ・検討委員会に係る調査、集計、資料作成等の業務を含む。
 - ・委員の旅費、謝金を経費に見込むこと。（委員人数14名程度。謝金は8,400円/h 1回2時間程度を想定）
 - (2) 母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設置促進及び機能強化のための意見交換会及び人材育成研修の実施
 - ア センター設置促進のための意見交換会（7月～12月の間に1回）
 - イ 母子保健コーディネーター養成研修（7月～12月の間に1回以上）
 - ウ 周産期メンタルヘルス研修（12月～2月の間に1回）
- <留意事項>
- ・上記アは、センター未設置市町村の参加を呼びかけ、講師からのアドバイスや先進事例の紹介等により、センター設置の重要性を認識してもらえる内容にすること。基本的にはオンラインでの開催とするが、イの研修会と併せて実施した方が効果的である場合等は、イの研修会と同時に開催しても可とする。

（R5.4月現在6市町村がセンター未設置。詳細は別添の参考資料を参照）
 - ・上記イ、ウは、県、保健所、市町村の母子保健、子育て支援、福祉行政に携わる者、保健師、精神科等の関係機関などが共に学び、共通理解が得られるものとする。
 - ・上記イ、ウは、現段階ではハイブリットでの開催（現地開催とオンラインでの参加の両方で実施）を予定しているが、感染症等の拡大時期には

オンライン開催のみに切り替えが出来るよう準備すること。（上記イとウの参加者はそれぞれ約 50 名程度を予定。）

- ・上記イは 1 回 2 日間の研修会を実施予定。（2 回×2 日間の可能性あり）
- ・上記ア～ウの講師謝金については、（上記ア）11,000 円／時間×2 時間×1 名×1 回、（上記イ）11,000 円／時間（県外講師）×4 時間×3 名×2 回、（上記ウ）11,000 円／時間（県外講師）×4 時間×2 名×1 回程度を見込むこと。
- ・研修会開催に必要な、会場使用料、講師の謝金・旅費・昼食代等の必要経費を盛り込むこと。
- ・上記ウについては、沖縄周産期メンタルヘルスケア研究会を含めて県と調整を行い内容を決定すること。（令和 4 年度は、研修会の内容及び講師の選定、通日の司会・進行等、研修会の一部を沖縄周産期メンタルヘルスケア研究会に再委託し実施している。）

※母子健康包括支援センターについては、別添の参考資料を参照下さい。

（3）モデル事業の実施（離島 3～5 地域）

母子健康包括支援センター未設置市町村のうち 3～5 地域をモデル地域に選定し、市町村の希望に沿った支援となるよう、下記の事業を行う。

- ア 母子保健業務に精通した保健師、助産師等の専門職を派遣し、市町村のセンター業務に携わる者に対し、センター業務のノウハウやアドバイスをを行い、将来的には市町村が自分達でセンター業務が実施出来るよう支援を行う。
- イ 母子保健業務に精通した保健師、助産師等の専門職を派遣し、実際にマンパワーとして市町村のセンター業務を担っていただき、その内容について逐次市町村に把握してもらい体制を構築する。将来的には市町村が自分達で保健師や助産師等の専門職と契約し、人材確保が困難な地域においてもセンター業務が実施できるよう支援を行う。
 - ・市町村の要望に応じ、上記ア、イのいずれか（もしくは両方）を実施すること。
 - ・派遣前にウェブにて、モデル地域市町村担当者、派遣指導保健師、派遣専門職、モデル地域を所管する保健所、県及び委託事業者で、派遣内容について事前調整を行うため、モデル地域毎に約 3 回程度の事前打ち合わせを想定すること。事前打ち合わせは、1 回 8,400 円の謝金を見込むこと。
 - ・実際の派遣は 8 月～2 月頃までの間に行うこととし、派遣の期間は約 4～7 ヶ月を想定しているが、市町村の希望によっては派遣期間の短縮又

は延長があることに留意すること。

- ・指導保健師及び専門職の派遣は、月 1～2 回程度を想定しているが、市町村の希望によっては回数の増減があることに留意すること。
- ・指導保健師及び専門職の派遣に係る謝金は、1 回 15,000 円（1 泊 2 日の行程の場合は 30,000 円）とすること。謝金は実際の派遣以外にも、モデル地域に係る派遣計画や提供資料の作成、モデル地域との連絡調整等の時間も含め謝金を支払うこと。
- ・派遣を実施した場合は、その都度その内容について取りまとめ、関係者（県、派遣した専門職、モデル地域市町村、モデル地域を所管する保健所）に報告すること。
- ・指導保健師及び専門職の派遣等に伴う謝金、旅費等、必要な経費を盛り込むこと。
- ・モデル地域は現在のところ、恩納村、渡名喜村、宜野座村、多良間村、石垣市を予定している。

(4) 母子健康包括支援センターに関する案内、周知、情報提供等
意見交換会や研修会等の開催案内や、実施した研修会等の動画をウェブ上で公開（限定した人のみが閲覧できるようにする）、その他センターの機能充実に資する有益な情報を市町村等に情報提供を行う。

(5) 報告書の作成

5 委託契約額の上限：

13,377千円以内（消費税及び地方消費税相当額含む）

内 訳	備 考
①人件費	当該事業に従事した時間にかかる給料相当額
② 事業費	旅費交通費、報償費、需用費（食糧費含む）、役務費、使用料及び賃借料、印刷製本費、委託料（ただし契約金額の 50%を超える再委託は不可）
③その他必要経費	一般管理費など なお一般管理費は①～③の合計額から再委託費を除いた額の 10%以内とすること。

④消費税	①～④の合計額×10%
------	-------------

6. 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県保健医療部地域保健課と協議すること。

7. 感染症拡大防止対策について

本事業の実施するにあたり、新型コロナウイルス等感染症対策を講じること。

8. その他

本事業に係る契約の終了後、他者に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、相談者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めることとする。具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。